

自己資本の充実の状況編

(第3の柱に基づく開示)

自己資本比率規制の概要-----	41	13. 自己資本比率規制上のエクスポージャー の額と連結貸借対照表計上額との差異及 びその要因に関する説明-----	70
I. 自己資本の構成に関する開示事項-----	42		
II. 定性的な開示事項		III. 定量的な開示事項	
1. 連結の範囲に関する事項-----	56	1. その他金融機関等であって銀行の子法人等であるものの うち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った 会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額-----	71
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要-----	56	2. 信用リスクに関する事項-----	71
3. 連結グループ全体のリスクの特性並びに リスク管理の方針、手続及び体制の概要---	58	3. リスク・ウェイトのみなし計算又は 信用リスク・アセットのみなし計算が 適用されるエクスポージャーに関する事項--	73
4. 信用リスクに関する事項-----	59	4. その他の定量的開示事項（別紙様式） -----	74
5. 信用リスク削減手法に関するリスクの特性並びに リスク管理の方針、手続及び体制の概要-----	65	IV. レバレッジ比率に関する開示事項	
6. 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に 対する信用リスクに関するリスクの特性並びに リスク管理の方針、手続及び体制の概要-----	65	1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項----	111
7. 証券化取引に係るリスクに関する事項-----	66	2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率 との間に著しい差異を生じた原因-----	113
8. CVAリスクに関する事項-----	66	3. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項----	114
9. オペレーショナル・リスクに関する事項-----	67	4. 前事業年度の単体レバレッジ比率との 間に著しい差異を生じた原因-----	116
10. 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている 株式等エクスポージャーに関するリスクの特性 並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要----	68		
11. 金利リスクに関する事項-----	69		
12. 連結貸借対照表の科目が自己資本の 構成に関する開示項目のいずれに 相当するかについての説明-----	70		

銀行法施行規則（1982年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2014年金融庁告示第7号）に基づく開示。
なお、本誌における「自己資本比率告示」とは、2006年金融庁告示第19号を指しています。

自己資本比率規制の概要

銀行の自己資本比率規制は、バーゼル合意（国際的に活動する銀行に適用される自己資本比率等に関する国際合意）に基づいており、以下の3つの柱から成り立ちます。

また、第1の柱には海外営業拠点を有する銀行に対する国際統一基準とそれ以外の銀行に対する国内基準があり、当行には国際統一基準が適用されます。

なお、当行は2023年3月末基準より、新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ最終化）に基づき自己資本比率の算出を行っております。

1. 第1の柱（最低所要自己資本比率）

第1の柱は、銀行が保有するリスクに対して求められる最低所要自己資本比率を定めたものです。国際統一基準は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（2006年金融庁告示第19条）に定められる自己資本比率の水準を満たさなければなりません。自己資本比率の算出式は下記の通りです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（普通株式等Tier1資本の額、Tier1資本の額、総自己資本の額）}}{\text{信用リスク・アセット額の合計額} + \frac{\text{マーケット・リスク相当額の合計額}}{8\%} + \frac{\text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額}}{8\%}}$$

(1) 信用リスク・アセット計測の概要

自己資本比率算出に用いる信用リスク・アセットの算出手法は、以下の2通りがあります。

「標準的手法」は、エクスポージャーの額に所定のリスク・ウェイトを乗じて、信用リスク・アセットの額を算出する手法です。例えば、法人等向けのエクスポージャーにおいては、外部格付機関の格付に応じたリスク・ウェイトを使用することが義務付けられております。

「内部格付手法」は、銀行の内部格付に基づき算出したデフォルト確率や損失率等のパラメータを用いて、信用リスク・アセットの額を算出する手法です。「内部格付手法」は、さらに自行推計のパラメータを利用する範囲によって、「基礎的内部格付手法」と「先進的内部格付手法」に区分されます。

なお、当行の信用リスク・アセットの算出手法は、基礎的内部格付手法を採用しております。

(2) マーケット・リスク計測の概要

マーケット・リスクの算出方法は、規制により定められた一定の算式に入力して算出する「標準的方式」とVaRを活用して算出する「内部モデル方式」の2通りの手法があります。

なお、マーケット・リスクは、一定の条件のもと自己資本比率の算式に算入しないことが認められており、当行はこの条件を満たすため、マーケット・リスク相当額を自己資本比率の算式に算入しておりません。

(3) オペレーショナル・リスク計測の概要

オペレーショナル・リスク相当額の算出手法は、「標準的計測手法」のみとなります。

「標準的計測手法」は、当行の事業規模を表す事業規模指標（BI）に当局が定める掛目を乗じて求めた値に、内部損失乗数（ILM）を乗じてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法です。

なお、当行は内部損失乗数（ILM）に、保守的な見積値を用いております。

2. 第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）

第2の柱は、金融機関の自己管理と監督上の検証を定めたものです。

金融機関の自己管理とは、第1の柱の自己資本比率算出に含まれない銀行勘定の金利リスクや与信集中リスクなども含め、リスクに見合う自己資本が維持できているか、銀行がリスクの総体を自ら適切に把握・管理することです。

監督上の検証とは、監督当局が銀行のリスク管理手法等について検証を実施することです。万一、銀行の自己資本がそのリスク・プロファイルに見合う水準以下に低下した場合、監督当局が早期警戒制度に基づき介入を実施し、改善措置を求めることができます。

3. 第3の柱（市場規律）

第3の柱は、開示の充実を通じて、金融機関に対する市場規律の実効性を高めることを定めたものです。

自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算法、リスクの管理手法等について情報開示することで、市場参加者が銀行に対する適切な評価を行い、市場規律が有効に働くことが期待されております。そのため、銀行には適時性と信頼性のある情報の発信が求められております。